

営業の沿革

記載要領

- 1 「創業以後の沿革」の欄には、創業、商号又は名称の変更、組織の変更、合併又は分割、資本金額の変更、営業の休止、営業の再開等を記載すること。
- 2 創業の年月日は、事業（建設業以外の業を含む。）を開始した日を記載すること。
- 3 「建設業の登録及び許可の状況」の欄は、建設業の最初の登録及び許可等（更新を除く。）について記載すること。尚、最初の登録及び許可については、その番号を付して必ず記載すること。
- 4 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載することとし、**該当がない場合には「なし」と明記すること。**
賞罰には、建設業者が行政処分、行政罰、その他の罰を受けた場合を含む。

誤記入及び不備な例

創業の年月日が記載されていない。

既に許可を受けているにもかかわらず、最初の許可年月日、許可番号等が記載されていない。

資本金の増資が記載されていない。

過去に許可を失効した経歴があるにもかかわらず記載されていない。

事業継承をしたにもかかわらず、その事実が記載されていない。